

ライツ信託株式会社（管理型信託会社）  
に対する行政処分について

1. 当局の立入検査及び信託業法第 42 条第 1 項の規定に基づくライツ信託株式会社（以下「当社」という。）からの報告等により、以下の事実が判明した。

（1）信託業法第 28 条第 2 項に定める善管注意義務に違反するものとして、以下の法令違反が認められた。

当社は、受託審査を行う際に、委託者（予定者）が権利者であることなどを担当者に対して確認させていないなど、権利関係についての確認義務を怠っている。このため、権利内容に瑕疵のある信託財産を受託している。

当社は、既存の受託案件についてライセンス料の支払を延滞しているライセンシーからは、新たな受託を行わない旨決定しているが、その決定に反して、信託契約を新たに締結している。

当社は、信託収入を適正に管理するためのライセンス契約の規定に反し、ライセンシーが当社の承諾のない入金口座にサブライセンス料を振り込ませている事例が認められる。

当社は、ライセンス料の支払が遅延しているライセンシーへの督促等について、その具体的な対応方針を決定しているが、ライセンス料の未払が発生していることを認識しているにもかかわらず、早期回収に向けた対応を行っていない事例がある。

当社は、ライセンシー等からライセンス料の算定に必要な書類を徴求していないこと等から、未収ライセンス料の確定が未だにできていない。

（2）取締役会の形式化、取締役の法令等の認識不足等から、上記のほか、以下の不適切な事例が認められ、当社の経営管理態勢、法令等遵守態勢等に重大な問題が認められた。

信託業法等にかかる十分な知識を備えた人材を確保していないことから、訴訟の当事者になったことについて当局に届出を行っていない。

当社は、信託契約の締結等にかかる採上げ理由等を稟議書等へ記録していないことから、意思決定プロセス等の適切性を事後的に検証できないなど、内部管理業務を適切に監査するための態勢を整備していない。

当社は、当局に対する届出と異なり、実際には、内部管理業務担当者が信託財産の管理を兼務していた。

当社は、「信託財産管理業務に 3 年以上携わった経験を有する職員」を配置しておらず、業務の的確な遂行に向けての人的構成を欠いた状態にあった。

2. 以上のことから、本日、当社に対し、信託業法第 45 条第 1 項（同項第 4 号にかかる部分）及び第 43 条の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

（1）業務の一部停止命令

平成 22 年 6 月 30 日（水）から平成 22 年 9 月 29 日（水）までの間、信託業にかかる業務（平成 22 年 6 月 29 日以前の既存の契約の信託財産の管理・返還にかかる業務、下

記(2)の業務改善命令の実施に必要な業務及び当局が個別に承認した業務を除く。)を停止すること。

## (2) 業務改善命令

信託業務の健全かつ適切な業務運営を確保するため及び受益者保護に必要があると認められるため、以下の措置を講じること。

全受益者に対して、本命令及び上記(1)の業務の一部停止命令の内容並びに処分の理由を説明した上で、信託にかかる未収金の解消策を作成(金額、期限を明示すること)・実行すると共に、受益者と協議の上、受益者保護のために必要な対応(信託契約の解消等の場合には、解消等の期限を明示することを含む。)をすみやかに実施すること。

健全かつ適切な業務運営を確保するため、経営管理態勢、法令等遵守態勢及び内部管理態勢の抜本的再構築を行うとともに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること。

上記の実施に当たっては、以下の事項も併せて実施すること。

- イ．法令等遵守にかかる経営姿勢の明確化を図ること
- ロ．外部専門家等を活用した内部諸規程の見直し
- ハ．役職員に対する法令及び内部規程等に関する十分な教育・研修及び遵守の徹底
- ニ．内部管理に関する業務を適正に遂行するため、十分な態勢の整備(責任態勢の明確化及び内部管理業務従事者の信託財産の管理・処分部門からの独立性を含む)
- ホ．内部監査部門の機能が十分に発揮できる態勢の構築(内部監査部門の独立性の確保を含む) 定期的な機能状況の確認(内部監査のフォローアップを含む)及び過去の内部監査指摘事項の改善状況の総点検(不十分な場合には迅速な改善の実施)
- ヘ．当社の行っている業務に照らし、役職員における信託業務経験者及び受託財産の管理・処分業務の経験者の一層の拡充と適正配置の必要性についての検討及び当該検討を踏まえた必要な措置
- ト．委託者及び受益者に対する適切な説明・情報開示を行うための態勢の整備
- チ．業務運営方法全般の検証・見直しを行い、再発防止策の策定及び当該防止策に基づく措置

業務の適正な履行を可能とする信託の引受けを行うための審査に関する社内規則及び態勢の整備を図ること。

委託者から受託した信託財産の保全と分別管理を徹底するとともに、会社財産を不当に費消する行為を行わない等、顧客保護に万全の措置を講ずること。

検査指摘事項に関する問題をすみやかに是正するとともに、他に類似の問題事案がないか調査して適切な措置をとること。

処分の理由に関係する役職員の責任の所在の明確化を図ること。

上記命令を実行の上、経営責任の明確化を図ること。

上記に関する業務改善計画(同計画を着実に実施するための社内の管理態勢の整備及び実効性確保にかかる責任の分担の明確化を含む)を平成22年7月30日(金)までに書面で提出し、直ちに実行するとともに、改善計画の実施完了までの間、平成22年8月末を初回として、1ヶ月毎に改善状況等を翌月10日までに報告すること。なお、の実行状況については、7月13日を初回として、2週間ごとに報告すること。

連絡・問い合わせ先

東海財務局 理財部 金融監督第1課

052-951-2493(直通)